十一　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第十二条第二項

十二　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第八条第二項第一号

十三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の表第三十九条の六第一号の項、第三十九条の六号の項及び第三十九条の九第二項の項

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第四条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第三号イ中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第五条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「兼営する金融機関」の下に「特定勧誘業務又は第四号事業を行おうとする金融機関にあっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の登録を受けているものに限る。）」を「信託会社」の下に「特定勧誘業務を行おうとする信託会社にあっては法別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けているもの又は届出をしているもの、第四号事業を行おうとする信託会社にあっては金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものに限る。）」を加え、同条第四項中「及び第六号」を「、第七号及び第八号」に改め、「あったとき」の下に「、新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第六条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「の規定において」を「において」に改め、同項の表第三十六条の項を削り、同表第三十七条第一項の項中「募集等業務」を「資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」という。）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二百九条第一項において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務」と、「、顧客等」とあるのは「、顧客」と読み替えるものとする。

第七十二条第一項中「の規定において」を「において」に改め、「同項において準用する金融商品取引法」の下に「及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を加え、同項の表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条第一項の項を削り、同表に次のように加える。

第二百九条第一項において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項	次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの	受益証券の募集等の業務	、顧客等	、顧客
（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）				

第七条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第一項中「の規定において」を「において」に改め、同項の表第三十六条の項を削り、同表第三十七条第一項の項中「募集等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　法第百九十七条において特定設立企画人等について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）の業務」と、「、顧客等」とあるのは「、顧客」と読み替えるものとする。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第八条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三十三号中「第六章」を「第七章」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第九条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十二号中「第二条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

第二章　経過措置

（改正法附則第六条第三項の規定による新金融商品取引法の規定の読替え）

第十条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第三項の規定により改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）の規定を適用する場合においては、新金融商品取引法第三十七条第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第六条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に定める期間において新金融商品取引業（同条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。第三十七条の三第一項第二号、第五十二条第四項、第五十四条、第五十四条の二第一号及び第三号並びに第五十六条第一項において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新金融商品取引法第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第六条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に定める期間において新金融商品取引業を行うことができる者である旨」と、新金融商品取引法第五十二条第一項中「第三十条第一項の認可を取り消し、又は」とあるのは「又は」と、同条第四項中「登録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」と、新金融商品取引法第五十四条中「金融商品取引業等を行うことができることとなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き」とあるのは「引き続き」と、「第二十九条又は第三十三条の二の登